

お知らせ

加入しませんか？
交通災害共済

年会費700円！会員募集

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心、有利な制度です。

年間700円の掛金で、交通事故にあった場合、2万円から最高

共済期間と年会費

申込日	共済期間	会費(1人)
22年8月31日まで	22年9月1日～23年8月31日	700円
22年9月1日以降	加入申込日翌日～23年8月31日	加入月により700円～100円

150万円の見舞金が支払われます。

8月は一斉加入推進月間です。ぜひこの機会に、ご家族そろって加入することをお勧めします。

◆申し込み

現在加入している交通災害の共済期間は、22年8月31日までです。22年度の加入申込みは、8月10日(火)から受け付けます。

加入を希望される方は、区長・自治会長さんを通じてお配りしている申込書に必要事項を記入し、会費を添えて、8月31日(火)までに市民課、または各出張所へ直接申込みをしてください。(申込書は市民課、各出張所窓口にもあります。)

◆休日受付を行います

日時 8月29日(日)

午前9時～午後4時

場所 山武市役所市民課市民生活係窓口

◆集団会員加入申し込み

市内幼稚園、保育所(園)、小・中学校に在籍している場合は、「集団加入」することができます。

8月は、9月1日現在の在籍者を対象とした新規集団会員も募集しています。6月期に加入ができなかった方は、学校などを通じて

早めに申し込みをしてください。(実施していない学校などがありますので、お問合せください。)

◆見舞金の対象となる事故

自動車やオートバイなどによる人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故

※交通事故にあったときは直ちに警察へ届出をしてください。届出をしていないと、事故証明書が発行されません。交通事故証明書が得られない場合は、原則として見舞金給付が受けられませんのでご注意ください。

見舞金の額

死亡見舞金	150万円
傷害見舞金	入院・通院実日数により2万円～50万円
身障見舞金 (1級または2級)	傷害見舞金のほか50万円
交通遺児見舞金	遺児1人につき10万円

問 市民課市民生活係

☎(80)1271

予約制による年金相談

千葉年金事務所では、予約制に

よる年金相談を実施していますので、ぜひご利用ください。

◆予約申込方法

相談希望日1か月前から電話または年金相談窓口で受付します。

受付の際は、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容などについて確認させていただきます。

◆予約時間帯

平日 午前9時～午後4時半
休日 午前9時半～午後3時半

(原則第2土曜日)

(いずれも正午～午後1時を除く)
※予約状況により希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

◆持参するもの

年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることを確認できるもの。

※代理の方がご相談される場合は、委任状が必要です。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

◆予約申込番号

☎043(242)6324

電話の受付時間は午前8時半～午後5時(土日祝日、12/29～1/3を除く)